

第1回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成15年7月15日（火） 午後2時から

【開催場所】 市役所 5階 特別会議室

【出席者】

寺本博美、高橋保幸、富田靖男、大西憲一、筒井弘佳、鈴木重身、西川博明、大橋純郎、岩出 隆、花山初子、米田としゑ、佐藤智基、今井久晴、押田優子

【協議内容】

委員長、副委員長の選出（委員長：寺本博美委員、副委員長：高橋保幸委員）後、事務局から条例制定までのスケジュールを説明した。その後、条例策定に関し活発な意見交換が行われた。

〔主な意見〕

- 国には環境基本法、三重県には三重県環境基本条例があるが、それをそのまま松阪市の条例に当てはめるのは、前者のスケールが大きすぎると思う。
- この条例は、松阪市の環境に関する「憲法」と言うべきものである。
- この条例は、松阪市の環境を保全していくうえでの基本的なルールである。
- 他の市町村とも同じようなルールを作っている。条例で独自性を出すのは難しいのではないか。
- 先の提言およびアンケート調査でも「水」がキーワードとして浮かび上がったが、これを条例の中にもいれたいと思う。

- 次回の委員会には、条例案として少なくとも、条例に入れたい項目を整理して、その項目に関して議論できるようにわかりやすく編集した資料を提示したほうがよい。
- 条例そのものは枠組みだけで、具体的な施策は環境基本計画の中で示すことも一案である。
- この条例は、「環境」をキーワードにして生活していくための、基本的なルールとして捉えるべきものである。
- 基本的なルールで、具体的にどのような施策を実施していくか。この点に市としての特色がみえるのでは…それよりは、施策を展開していくうえで、やりにくいルールではだめだと思う。
- 基本条例という性格を考えると、個性があることはいいことなのか。
- 先進的な環境基本条例であるかどうかを決めるポイントの一つは、環境権をいれるかどうかにある。
- 数値的なもの（規制値）までは、基本条例に入れるべきでない。数値的なものを含めた具体的な条項はまた別の議論である。
- 各市の環境基本条例とも、体系としては同じと言える。それをどう肉付けしていくか。事務局だけに任せるのではなく、この場で作っていくという意識が大切ではないか。
- 「鈴鹿市しあわせ環境基本条例」に代表すべく、市民の声として特色ある言葉が条例の中に表せればよいのではないか。
- 年齢に関係なく、幅広い層が理解できる条例にすべきである。
- 名称からも、もう少しやわらかい表現で、もっとわかりやすいものにするだけでも、親しみのわくものになるのでは。